

OECD 消費税グローバルフォーラム

東京、2014 年 4 月 17 日～18 日

OECD 国境を越えた取引に係る消費税ガイドラインの成果に係る声明（仮訳）

我々、世界 100 の国・国際機関からの代表団は、国境を越えた取引に対する消費税の課税のあり方が一律でないことから生じる二重課税及び意図せぬ課税の空白の問題に対処するための国際基準として策定している、「OECD 国境を越えた取引に係る消費税ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」という。）の進展について議論するため、2014 年 4 月 17 日～18 日に東京で開催された OECD 消費税グローバルフォーラム（以下、「グローバルフォーラム」という。）の第 2 回会合に集結した。

我々は、2012 年 11 月 7 日～8 日にパリで開催された第 1 回会合において、本ガイドラインは、国境を越えた役務・無形資産の取引に対する消費税の課税のあり方に関する国際基準に向けた確固たる基盤であると結論付けたことを想起する。我々はまた、各国から国際標準として支持を得ることを視野に入れ、本ガイドラインについて可能な限り広範な国際的合意を築くことを誓約したことも想起する。

こうした背景の下、また、グローバルフォーラムの第 2 回会合における議論を踏まえ、我々は、

- 国境を越えた取引に対する消費税の課税のあり方が一律でないことから生じる二重課税及び意図せぬ課税の空白のリスクに対処するため、本ガイドラインの策定を支援する。
- ①中立性の原則、②役務・無形資産の B to B（事業者間）取引に係る課税地、を含む本ガイドラインの最初の 3 章が、本年 1 月 29 日の OECD 租税委員会（CFA）において承認されたことを歓迎する。
- これら 3 章を、中立性の確保及び役務・無形資産の BtoB 取引に係る課税地の判定に関し、国内法の策定・施行の際の参照基準になるものとして支持する。
- OECD に対し、国境を越えた役務・無形資産の B to C（対消費者）取引について実効的かつ明解な取扱いを確保することを含め、本ガイドラインの残りの章に関する作業を完了し、2015 年 11 月におけるグローバルフォーラムの次回会合に本ガイドラインの完成版を提示するよう要請する。